

令和4年度

事業計画書

社会福祉法人 大台町社会福祉協議会

## ○基本方針○

地域福祉とは、「住み慣れた地域社会の中で、家族、近隣の人々、知人、友人などと社会関係を保ち、自らの能力を最大限発揮し、誰もが自分らしく、誇りをもって家族および町の一員として自立した生活を送ることが出来るよう必要なサービスを提供することとされています。

新年度は新たな変異株の出現により、今までと違ったライフスタイルを目指した支援の開始となります。しかし、新たな取り組みの中でも福祉サービスの必要性を考えた時、支援の歩みを止めるという選択肢はありません。

福祉サービスを必要とする人たちが地域社会を構成する一員として日常生活を営み、そして社会、経済、文化に限らずあらゆる分野の活動に参加する機会を得ることができるよう、持続性を持った地域福祉活動を推進することが重要です。

地域福祉活動の充実のために地域福祉活動計画の策定について具体的検討を実施していくとともに、令和4年度も行政と協働して生活支援コーディネーターが中心となり、地域の高齢者の介護予防に対する意識の改革と、高齢者自らが進める地域の支え合い組織の育成を推進していきます。

また、高齢者の各種相談業務に対応するために本所、支所に窓口を設置し、高齢者相談支援事業を実施していきます。

シルバー人材センターの運営につきましては、新規会員の獲得が進まず、前年度より受注件数を増やすまでには至っておりませんが、今いる会員の中で研修会を通じて技術力アップを目指し、確実な作業をこなすことにより利用者の信頼を得ていきます。

これまで大台町社会福祉協議会では、支援を必要としている人たちに見守り、声かけや、各地区の共通問題解決に向けた活動をはじめ、ホームヘルプサービスやボランティア活動等、それぞれの地区に根ざした地域福祉の実践を進めてきました。

地域福祉は、法に基づく制度化された福祉サービスや事業のみによって実現するものではなく、地域住民やボランティア、行政、関係諸機関、社会福祉関係者が協働して実践することによって支えられています。

大台町社会福祉協議会は、民生委員・児童委員をはじめとした社会福祉関係者とともに協働、連携し、福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行い、提供するサービスの質の向上及び事業経営の透明性の確保を図り、住民相互のささえあい機能を強化するための活動をすすめていきます。

(1) 広く住民の生活実態・福祉課題等の把握に努め、そのニーズに立脚した活動を進めていきます。

- (2) 地域福祉への関心を高め、住民を主体とした活動に取り組みます。
- (3) 民間組織としての特性を生かし、住民のニーズ、地域の福祉課題に対応して開拓性・即応性・柔軟性を発揮した活動を進めていきます。
- (4) 公私の社会福祉および保健・医療・教育・労働の関係機関・団体、住民等の協働と役割分担により、計画的かつ総合的に活動を進めていきます。
- (5) 地域福祉の推進組織として、組織化、調査、計画等に関する専門性を発揮した活動を進めていきます。

令和4年度の事業推進に当たっては、限られた予算の中で効率の良い事業を実施していくために、再度サービスの内容を精査し、見直しを行います。

早期に事業収入の回復を目指し経営の安定化を図っていきます。

社会福祉協議会としましては、福祉サービスの低下を極力招かないように、町総合計画の推進のために、福祉を担うものとしての役割を果たすべく、関係機関との協働体制を重視しながら、地域住民の方が、安心安全に生活できるように、地域の課題、ニーズを把握していきます。

介護予防・日常生活支援総合事業について多くの事業を社会福祉協議会が実施させていただく中で、今後の住民の方の真の予防につながるようなサービス内容の実施につなげていきたいと考えています。

防災面では災害ボランティアコーディネーター連絡会が中心となり、再度、近隣市町と共にセンターの設置・運営マニュアルを見直し、災害時の活動がよりスムーズに実施できるようにしていきます。

また、介護保険外のサービスの実施のための事業化に向けて取り組むことと、その担い手となるボランティアの育成をすすめ、組織化に向けて取り組みをします。

生活困窮者自立支援法が平成27年4月に施行され、町内の困窮者の自立支援に向けては、県の相談支援センターと協力をしながら対応をしていきます。

平成31年4月から日常生活自立支援事業が基幹型社協実施事業から、全市町社協が実施する事となり、当社協においても、その体制を整備し町民の皆さんのニーズに対応できるようにしていきます。

一方、地域福祉センター及び宮川福祉センターにおきましては引き続き、施設の指定管理を申請しており、今後も行政と協議を進めながら町民の皆様が快適に利用できるよう、適切な修繕及び施設の維持管理を行っていきます。

また、訪問介護サービスにつきましては、年々介護度が高い高齢の利用者数が増加している現状を踏まえ、出来るだけ住み慣れた場所での生活が維持できるよう支援する人員の確保に努めていくと共に、技術力のアップにも努めてまいります。

高齢者の安否確認見守り事業としては、給食・配食ボランティアの方々の協力を得て高齢者配食サービス事業を行う中で見守り活動を続けてまいりましたが、長引く新型コロナウイルスの影響で活動の休止を余儀なくされております。今後は関係機関等の意見を伺いながら、時代に則した支援活動を行ってまいります。

町からの受託事業であります就労継続支援B型事業所「ジグソー工房」については、年々利用者の高齢化も進んできている中、技量に応じた作業を進めることで、やりがい、持続性をもった事業所に変えてまいります。

職員の自己研鑽対策と致しましては、全員が参加可能な職員研修を行うとともに、社会福祉協議会の事業を住民の皆さんに知っていただく手段として、大台町社協だより「ネットワーク」の紙面や、ホームページにおいて情報を発信してまいります。

このような事業を展開していく中で、町民の皆さんが住み慣れた地域で、自分らしく暮らせるよう支援し、皆さんと共に新たな地域コミュニティの構築を目指してまいります。

## 事業計画

- 1、社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
  - (1) 理事会の開催
  - (2) 評議員会の開催
  - (3) 評議員選任解任委員会の開催
- 2、社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
  - (1) ボランティア活動助成
  - (2) 福祉団体活動支援事業
- 3、社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
  - (1) 日本赤十字会員増強・会費募集運動
  - (2) 機関紙の発行
- 4、保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡
  - (1) 民生委員・児童委員協議会との連絡調整
- 5、共同募金事業への協力
  - (1) 共同募金・歳末たすけあい募金運動
- 6、福祉センター管理運営事業の実施
  - (1) 地域福祉センターの管理運営
  - (2) 宮川福祉センターの管理運営

- 7、地域包括支援センター職員派遣事業の実施
  - (1) 地域包括支援センター職員派遣事業
- 8、福祉用具貸与事業等の実施
  - (1) 福祉用具貸与事業
  - (2) 福祉車両の貸し出し事業
- 9、就労継続支援B型事業の実施（ジグソー工房）
- 10、介護予防・生活支援サービス事業の実施
- 11、一般介護予防事業の実施
- 12、生活支援体制整備事業の実施
- 13、居宅介護支援事業の実施
- 14、老人デイサービス事業の実施（通所介護）
- 15、知的障がい者デイサービス事業の実施
- 16、老人居宅介護等事業の実施（訪問介護）
- 17、身体・知的・精神障害者居宅介護等事業の実施
- 18、生活福祉資金貸付事業の実施
- 19、心配ごと相談事業の実施
- 20、地域福祉金庫貸付事業の実施
- 21、シルバー人材センター事業の実施
- 22、相談支援事業の実施（特定、障害児、一般）
- 23、生活困窮者自立支援事業の実施
- 24、高齢者相談事業の実施
- 25、生活支援コーディネーター事業の実施
- 26、福祉サービス利用援助事業の実施（日常生活自立支援）
- 27、地域の支え合い組織の育成事業の実施
- 28、家族介護教室事業の実施